

○松江市スポーツ推進審議会条例

平成17年3月31日

松江市条例第157号

改正 平成19年6月29日条例第51号

平成23年9月30日条例第86号

平成30年3月22日条例第1号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、松江市にスポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(定数等)

第2条 審議会の委員の定数は、13人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会体育団体代表者
- (2) 経済団体関係者
- (3) 学識経験のある者

3 委員は、非常勤とする。

(任期)

第3条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成19年6月29日松江市条例第51号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この条例による改正前の松江市スポーツ振興審議会条例第2条第2項の規定により市議会議員のうちから松江市スポーツ振興審議会の委員として委嘱された者は、この条例による改正後の松江市スポーツ振興審議会条例第2条第2項の規定にかかわらず、当該委員としての任期が満了するまでの間、引き続き松江市スポーツ振興審議会の委員として在任するものとする。

附 則（平成23年9月30日松江市条例第86号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月22日松江市条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(松江市スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

9 この条例の施行前に附則第2項の規定による改正前の松江市スポーツ推進審議会条例第2条第2項の規定により委員に委嘱された者で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に当該委員の任期に残任期間があるものは、施行日に附則第2項の規定による改正後の松江市スポーツ推進審議会条例第2条第2項の規定により委員に委嘱されたものとみなす。この場合における当該委員の任期は、改正後の松江市スポーツ推進審議会条例第3条の規定にかかわらず、残任期間とする。